



## 栗田昌子 議員

Masako Awata

# Q&A

一般質問

## Q. 学校司書の配置を

## A. 人材確保や活用方法を研究する

平成27年4月施行の改正学校図書館法では、学校司書の配置が自治体の努力義務になった。学校の図書館に図書専門の職員を置くように努力せよとのことである。

他自治体の現場を訪問し学んだことは、従来から読み聞かせ等でボランティアの盛んな学校では学校司書の働きが一層児童生徒たちに良い影響を与え、素晴らしい教育効果をあげている事実である。県内ほぼ7割の小中学校（名古屋市を除く）で、学校図書館担当職員すなわち学校司書が配置されている。

本庁での配置を願って質問する。

**Q** 学校図書館と読書指導の位置づけは。

**A** 教育次長

児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」であり、教員の教材研究等のサポート

機能も果たしている。また、学校経営計画に読書指導の充実を掲げ、多岐にわたって実践している。

第2次子ども読書活動推進計画が作成された。

どのように活用するか。

**A** 教育次長

新刊の紹介やお話し会などの催し等のお知らせ、児童センターや児童館での読書活動の推進、学校の配架コーナーや学習コーナーの設置等の環境整備の推進に役立てる。

**Q** 学校での読書活動の実態は。

**A** 教育次長

「朝の読書タイム」や読書習慣を設けている。

本の紹介や読書だよりの発刊等による読書活動の啓発をしている。

**Q** 地域ボランティアや保護者による支

援をどう考えるか。

**A** 教育次長

支援は大切。読書活動の一部をPTA活動に位置付けたり、おやじの会にお願いしたり、地域や卒業生などに広く声かけすることも必要である。

る。

**Q** 学校司書の配置をどう考えるか。

**A** 教育次長

適材な人材確保や活用方法に課題があるので、今後も随時研究する。



▲みんなだあいすき 図書室